

実務対応報告第18号の改正案の公表

企業会計基準委員会は、2019年3月25日に、実務対応報告公開草案57号（実務対応報告第18号の改正案、以下公開草案）を公表しており、2019年5月27日までをコメント募集期間として受け付けています。

実務対応報告第18号では、連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱いとして、在外子会社がIFRSや米国会計基準に準拠した財務諸表を作成している場合（※）に「のれんの償却」、「退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理」、「研究開発費の支出時費用処理」、「投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価」、「資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整」の5項目について、修正額に重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう在外子会社等の会計処理を修正しなければならないとされています。

（※）国内子会社が指定国際会計基準や修正国際基準（JMIS）に準拠した連結財務諸表を作成している場合を含みます。

今回の公開草案では、国際財務報告基準第16号「リース」及び米国会計基準会計基準更新書第2016-02号「リース」を対象に、修正項目として追加する項目の有無につき検討を行い、これらの会計基準の基本的な考え方が我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するか否かの観点から検討を行った結果、新たな修正項目の追加は行わないことを提案しています。

国際財務報告基準第16号「リース」及び米国会計基準会計基準更新書第2016-02「リース」では、借手の会計処理において、従前の「リスク・経済価値モデル」から「支配モデル」というリース会計の基本的な考え方を転換し、従前の会計基準ではオペレーティング・リースとして分類されていたリースにつき、使用権資産とリース負債を認識すること等を要求事項としています。

上記の通り、今回の実務対応報告第18号の改正案では、IFRS及び米国会計基準におけるリース会計に関する新たな修正項目の追加は行わないことが提案されている状況ですが、日本基準におけるリース会計の取り組みについては、別途審議が行われている状況のため、企業会計基準委員会における今後の動向に注意が必要と考えられます。

以上